

国立大学法人電気通信大学における公益通報処理の流れ

通 報 者

本学職員

派遣労働者
(派遣契約)

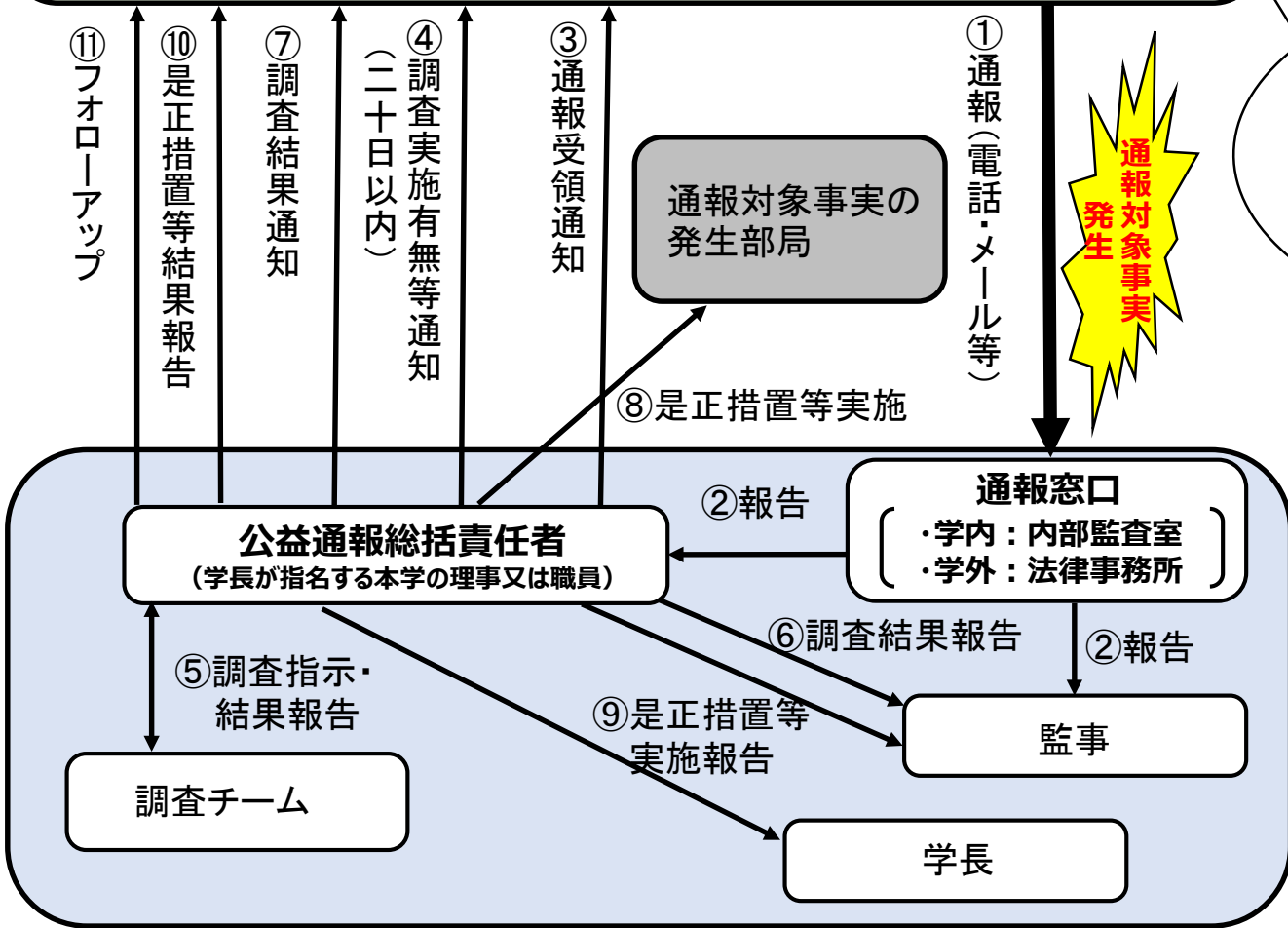
請負契約に基づき本法人
の業務に従事する者

※本学外部の者からの通報についても「公益通報処理の流れ」を準用します。

公益通報者保護法により、公益通報を行った公益通報者に対しての

- ・解雇の無効
- ・その他不利益な取扱いの禁止

が定められています。



注) 本資料は本学における公益通報の概要を整理したものであり、詳細については「国立大学法人電気通信大学公益通報者保護規程」をご参照ください。